

# 洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 4 月 会 議

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 0 年 4 月 2 7 日 (金曜日) 午後 1 時 3 0 分開議

- 日程第 1 会議案第 2 号 議席の指定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 諸般の報告について  
日程第 4 行政報告について  
日程第 5 議会運営委員の辞任について  
日程第 6 選任第 4 号 議会運営委員の補充選任について  
日程第 7 選任第 5 号 常任委員の補充選任について  
日程第 8 報告第 1 0 号 専決処分の報告について  
(洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例)  
日程第 9 報告第 1 1 号 専決処分の報告について  
(洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
日程第 1 0 報告第 1 2 号 専決処分の報告について  
(平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 0 号) )  
日程第 1 1 陳情第 1 号 光回線設置に関する陳情について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 1 1 まで議事日程に同じ

---

### 出席議員 (1 4 名)

1 番	岡 崎	訓 君	2 番	越 前 谷	邦 夫 君
3 番	竹 林	新 市 君	4 番	今 野	幸 子 君
5 番	千 葉	薫 君	6 番	立 野	広 志 君
7 番	小 松	晃 君	8 番	沼 田	松 夫 君
9 番	板 垣	正 人 君	1 0 番	大 屋	治 君
1 1 番	篠 原	功 君	1 2 番	大 西	智 君
1 3 番	五 十 嵐	篤 雄 君	1 4 番	佐 々 木	良 一 君

---

### 欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真屋敏春君	副町長	森 寿浩君
総務部長	佐々木清志君	経済部長	八反田 稔君
総務部長 次長	皆見 亨君	経済部与 参 与	鈴木清隆君
経済部与 参 与	武川正人君	洞爺総合 支所長	伊藤里志君
企画防災 課長	佐野大次君	税務財政 課長	佐藤久志君
住民課長	山本 隆君	健康福祉 センター長	原 信也君
火山科学 館長	杉上繁雄君	産業振興 課長	佐藤孝之君
環境課長	若木 涉君	庶務課長	見付敬蔵君
農業振興 課長	片岸昭弘君	洞爺湖温 泉支所長	山崎貞博君
会計管理 者兼 会計課長	石川邦子君	教育長	遠藤秀男君
教育次長	天野英樹君	社会教育 課長	永井宗雄君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	毛利敏夫	書記	中川翔太
------	------	----	------

庶務係 阿部 はるか

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木良一君） 皆様、こんにちは。

現在の出席議員は、14名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、洞爺湖町議会平成30年4月会議を開会いたします。

（午後 1時30分）

---

◎追悼演説

○議長（佐々木良一君） 会議に先立ちまして、4月2日に七戸輝彦議員がお亡くなりになりました。ここで、追悼演説を行います。

9番、板垣議員。

○9番（板垣正人君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、追悼の言葉を申し上げます。

去る4月2日、七戸輝彦議員が逝去されてから初めての議会の開会に当たり、心より哀悼の意を表し、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

あなたは、平成11年4月に虻田町議会議員に初当選、5期19年の長きにわたり、町政の推進に参画され、虻田町の発展と町民の幸せを求めて、さらに合併後の洞爺湖町のまちづくりの発展のためにご尽力されてきました。

この間、副議長や建設常任委員長、議会広報常任委員長などの要職に就任し、大変卓越した識見と指導力を持って活躍されてまいりました。

あなたは、障害のある方や、また、立場の弱い人たちのために特に力を入れられており、一般質問では、時には厳しく、時には優しく質問されておりました。さらに、自分が肺がんに冒されたときは、がんに対して特に力を入れた質問をされていた姿が目には浮かびます。

昨年1月に肺がんが見つかり、抗がん剤治療をされていましたが、抗がん剤治療から二、三日間は大変つらいのだとよく話をされておりました。その後、順調に回復され、今、肺の手術をする根治すると言われたと、大変うれしそうな顔をされていたことが目に浮かびます。手術後は順調に回復され、先月の3月議会にも元気なお姿を見せていただき、そのお姿から、まだ信ずることのできない思いであります。そんな矢先、先月の中旬ごろに発熱により製鉄病院に再入院され、奥様やお子様の一日も早い回復と通院を願っていました。そのような手厚い看護や薬石の効なく、残念ながら4月2日午後10時50分帰らぬ人となりました。

任期途中であり、志半ばであることから大変無念であったと拝察いたしております。七戸議員さんを失った今、大きな悲しみの中にありますが、行政課題が山積している今日、この悲しみを乗り越えて、まちづくりや町民の幸せのために最大限努力することが、七戸議員さんの思いに報いることであると思っております。

ここに、あなたの生前のご功績に敬意を表し、改めて心からご冥福をお祈り申し上げ、追

悼の言葉といたします。七戸輝彦議員、安らかにお眠りください。

洞爺湖町議会議員、板垣正人。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 追悼演説が終わりましたので、全員で黙禱をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、黙禱を始めます。

黙禱。

[黙 禱]

○議長（佐々木良一君） 黙禱を終わります。御着席ください。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午後 1時35分)

---

○議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時39分)

---

#### ◎補欠選挙による新議員の挨拶

○議長（佐々木良一君） 4月15日執行の洞爺湖町議会議員補欠選挙において当選されました竹林新市議員、今野幸子議員、大屋治議員に、選挙後の初議会でございますので、ここで、ご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに、竹林議員。

○3番（竹林新市君） よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（佐々木良一君） 次に、今野議員。

○4番（今野幸子君） 日本共産党の今野幸子です。今、私がここに立ってられるのも、大勢の人のためだと思っています。皆さんに少しでも応えられるように、皆さんの力を借りながら頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○議長（佐々木良一君） 次に、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 議事審議の中、貴重なお時間を割愛し、挨拶との仰せでございますので、一言申し述べさせていただきます。

海外では、野球のイチロー選手が頑張っていて活躍しています。イチロー選手ほど若くはありませんが、私、大屋治は、洞爺湖町議会補欠選挙に一念発起して立候補し、幸いにも町議会議員にならせていただきました。この責務は大変重いものであります。しからば、何をもって洞爺湖町議会補欠選挙に立候補したかと申しますと、4月15日の洞爺湖町選挙報にも載っておりますので、それは省略させていただきます。

私たちの洞爺湖町は、支笏・洞爺国立公園の中にあるわけですから、自然が豊富なのは当たり前で、しかも、比較的温暖な気候に恵まれております。この役場庁舎からも見える噴火湾の海、世界ジオパークの有珠山、そして、天の瞳を落としたと言われる青い洞爺湖、その

洞爺湖の北側の下台地区には、献上米と申しますか、お召し米と申しますか、そんな銘米に選ばれたことがあるという、おいしい財田米が栽培されております。その地帯には、国の政策によるところの水田転作作物を栽培するための、12メートルもある大きなビニールハウスが点在しています。その栽培作物は、おいしいセロリやトマト、はたまたネットメロンなどであります。

話が横道にそれますが、これらのビニールハウスを建てたころ、道議会の議員の方々や道外の各地からたくさんの方が視察においでになりました。バスガイドさんのマイクをお借りして、「昨晚、どちらに宿泊されたのですか。また、今夜はどちらに宿泊されるのですか」と尋ねますと、当然のごとく異口同音、「洞爺湖温泉」とのお答えでした。この下台地区には、現在では、財田自然体験ハウスや洞爺湖芸術館もあり、芸術や文化を身近に感じられる洞爺湖地区であります。もちろん水の駅もあり、札幌からの路線バスや観光バスも来ています。上のほうを見渡すと、洞爺湖の高台地区にある大原、香川、成香は衆望羊蹄山、すなわち、蝦夷富士の南側に位置しまして、その懐に抱かれて、野菜と畑作が盛んで、和牛も飼育しております複合地帯ですが、この地帯の中ほどには、アグリ館、とれた農業センター、道の駅があるわけがございます。当然のことながら、花和地区も自然豊かな農業地帯です。片や本町地区には、JR洞爺駅があり、その前には大磯の漁港、それに附随する加工場も整備されつつあるわけです。国道37号線沿いの有珠山寄りには道の駅あふたがあり、パークゴルフ場も併設されております。このように都会では経験できない感激がたくさんあります。

しかしながら、近い将来、町の住民は半分以下になると言われています。これは厳しい、仕方がないことかもしれません。海外ばかりでなく、都会や地方からも気軽に来てもらわなければなりません。宿泊先は洞爺湖温泉があります。若い人の力を借りて、熟年層も力を合わせておもてなしをしなければなりません。

また、定住してもらおうよう、住むところ、すなわち空き家対策が急務でございます。第1次産業の漁業や農業が栄えることによって、働く場所を確保し、そして若い人が自然豊かな町で安心しての子育て、すなわち出生率2.07をクリアできること、これは夢のまた夢ですが、私の求めるものは、このように希望の持てる町、洞爺湖町であります。とは申せ、私の町議会議員の任期は、残念ながら4月30日まででございます。私、大屋治は、町議会議員として優秀な部課長様を配した真屋町長の町政と洞爺湖町民の橋渡しとしてしっかり務め、また、洞爺湖町の公僕として、皆様の負託に応えるよう精進し、町の発展に寄与したいと存じます。

しかしながら、町議会議員としての私のありようは、ごらんとおりの未熟者で右も左もわかりません。佐々木議長を初めとする洞爺湖町議会議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

甚だ措辞、簡単ではありますが、挨拶とします。

さきにご挨拶されたお二人も、議員同様どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

---

◎町長就任挨拶

○議長（佐々木良一君）　ここで、町長就任後の初議会でございますので、真屋町長から発言を求められておりますので、これを許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君）　このたびの洞爺湖町長選挙及び洞爺湖町議会議員補欠選挙におきまして、新たに3名の議員さんが誕生いたしました。先ほどご紹介のありました竹林新市様、今野幸子様、大屋治様、これから洞爺湖町発展のため、議員諸氏ともどもよろしくお願いを申し上げます。

さて、私は平成22年に町長就任以来3期目の町政を担うことになりました。思えば、町の財政運営の厳しい時期を町民の皆様とともに乗り越え、これまで洞爺湖町まちづくり総合計画にのっとり、3地域の特性に合った振興策の充実に取り組んでまいりました。

特に、本町地区の水道水硬水対策事業、地域防災力の強化、また、子育て支援対策、福祉対策、各産業・団体への支援、町内活性化による助成事業等にも取り組んでまいりました。

さらに、農業振興、漁業振興につきましても、それぞれ施設整備等に支援をし、生産力の向上に結びつけてきているところでございます。

この間、洞爺湖温泉の交流人口は、観光協会と連携した取り組みによって確実に増加傾向になっており、基盤整備を進め、さらなる交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

3期目として、平成22年より取り組んでまいりました財政健全化も引き続き、持続可能な財政運営としていかなければなりません。人口減少や少子高齢化問題など残された課題も多い状況でございます。この課題解決に向け、町民の皆様の声に耳を傾け、公正・公平を基本として、洞爺湖町のますますの発展と町民の皆様が安心と希望を持って暮らせる、活力あるまちづくりを職員一丸となって進めてまいる所存でございます。

なお、政策に関する予算につきましては、町政執行方針とあわせて、5月にご提案をさせていただきたいと考えております。

議員各位におかれましては、町政運営に関しまして、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。皆様の温かいご支援ありがとうございました。（拍手）

---

#### ◎人事異動による管理職挨拶

○議長（佐々木良一君）　ここで、4月1日付で、町の人事異動により昇格されました管理職の方々がおりますので、一言ご挨拶をお願いいたしたいと思っております。

まず、武川経済部参与。

○経済部参与（武川正人君）　4月1日付で経済部参与を命ぜられました武川でございます。今やらなければならないことに心を込めて取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（佐々木良一君）　皆見総務部次長。

○総務部次長（皆見 亨君） 本年4月1日付にて総務部次長を拝命いたしました皆見でございます。微力ではございますが、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、与えられた職責を果たすべく努めてまいりたいと思っております。ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いをいたします。（拍手）

○議長（佐々木良一君） 石川会計管理者。

○会計管理者（石川邦子君） 同じく4月1日付の人事異動で会計管理者兼会計課長を命ぜられました石川と申します。適正な会計管理にしっかりと努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木良一君） それでは、これから本日の開議を開きます。

（午後 1時56分）

---

◎会議議案第1号議席の指定について

○議長（佐々木良一君） 日程第1、会議議案第1号議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を指定いたします。

今回当選された各議員の議席は、お手元に配付のとおり議席を指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（佐々木良一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、沼田議員、9番、板垣議員を指名いたします。

---

◎諸般の報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 薫君） それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

所管事務調査報告書。

平成30年4月27日、洞爺湖町議会議長、佐々木良一様。議会運営委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会平成30年4月会議の運営について。

2、調査日、平成30年4月24日火曜日。

- 3、出席委員、私のほか、板垣副委員長、越前谷委員、小松委員、篠原委員でございます。
- 4、委員外としまして、佐々木議長、五十嵐副議長に出席をいただいております。
- 5、説明員、町より森副町長においでいただきました。
- 6、結果、洞爺湖町議会平成30年4月会議について、本委員会を開催し議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、4月27日、1日間。

審議日程について、4月27日、本会議。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

---

◎行政報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 洞爺湖町議会平成30年4月会議に町の行政報告を申し上げます。

まず最初に、寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うよう、ありがたく受納いたしました。

一つ目に、金品の寄附でございます。

洞爺湖町入江39番地90、奈良洋子氏。金額、3万円でございます。

二つ目に、土地の寄附についてでございます。

洞爺湖町洞爺町459番地3、篠原甚一氏。洞爺町459番地9、公衆用道路71平方メートルでございます。

三つ目に、物品の寄附についてでございます。

これは、地域食堂運営のために寄贈いただいております。

アといたしまして、洞爺湖町高砂町25番地、有限会社羊蹄食品まめ屋本店、代表取締役、中居敏氏。納豆70パックでございます。

イとして、洞爺湖町青葉町101番地の3、宮田農園、宮田敏夫氏。ホウレンソウ15キログラムでございます。

ウとして、洞爺湖町花和212番地、野々村農園、野々村哲男氏でございます。馬鈴薯10キロでございます。

エとして、洞爺湖町香川132番地の3、大廣農園、大廣功氏で、米30キログラムでございます。

オとして、洞爺湖町清水149番地、黒木昭子氏。食器類多数でございます。

カとして、洞爺湖町洞爺町141番地の25、中川謙治郎氏。絵本・おもちゃ多数でございます。

二つ目として、平成30年度のふるさと納税についてでございます。

今年度のふるさと納税に対するお礼の品の贈呈につきましては、町内の事業者に参加を呼びかけておりましたが、このたび24事業者から参加の申し出があり、活ホタテや和牛、野菜などの特産品のほか、ホテル宿泊や北海道トライアスロンの参加権など102商品により4月1日から受付を開始しております。

また、ふるさと納税件数の拡大を目指し、町民を交えた組織を設置し、いろいろな方法を取り入れて、洞爺湖町の魅力を全国に発信してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご協力賜りますようお願い申し上げます。

三つ目として、「洞爺湖町地域食堂ほのぼの」の利用状況についてでございます。

町では、子供や高齢者、障がいのある方などの新たな居場所づくりとして、「洞爺湖町地域食堂ほのぼの」を、洞爺湖町地域交流センターに開設し、2月10日からプレオープン、3月31日より正式オープンいたしました。

4月14日現在、子供延べ85名、高齢者延べ83名、合計、延べ168名の方々にご利用いただいております。

子供や高齢者が一つのテーブルを囲み、食事や会話をしたり、また、オセロやトランプ、タブレットなどを楽しんだり、思い思いにくつろいでおられます。

スタッフにもたくさんの方のボランティアの登録があり、毎週、食堂運営のためにご尽力をいただいているところであります。

また、町内の業者を初め多くの方々より、食堂運営のために地元の食材や食器類、絵本、おもちゃなどの寄贈をいただいております、ご理解及びご支援に対し深く感謝申し上げます。

今後とも、人と人とのつながりのある温かみに満ちた地域社会づくりのために、多くの町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、地域の誰もが自由に安心して訪れることができる居場所の充実に努めてまいります。

四つ目に、西胆振地域廃棄物広域処理施設で発生した火災についてでございます。

西胆振広域連合の廃棄物広域処理施設において、4月23日、これは月曜日でございますが、の16時30分ころ、不燃ごみピットより火災が発生し、消防による懸命の消火活動により翌朝5時30分ころに一度鎮火したものの、同日6時50分ころに再発火し、同日9時8分ころによりやく鎮火した状況となっております。

西胆振広域連合からは、可燃ごみの受け入れには支障がなく、不燃ごみの受け入れについては、室蘭市神代町の最終処分場での仮置きにより対応するとの連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

五つ目に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおりご報告をいた

します。なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

遠藤教育長。

○教育長（遠藤秀男君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

今回の報告は1件でございます。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進総決起大会への参加について。

4月23日、衆議院第1議員会館で開催された「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進総決起大会へ参加してまいりました。総決起大会には、衆議院議員・参議院議員で構成される縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟（会長 鈴木俊一衆議院議員）、北海道議会議員連盟（会長 川尻秀之道議会議員）、北海道・青森県・岩手県・秋田県の4道県及び関係市町で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（本部長 三村申吾青森県知事）など、総勢約200名が出席し、世界遺産登録の前提となる国内推薦の平成30年度決定獲得に向け、機運を大いに高める大会となりました。

世界遺産登録の推薦枠は各国1年1件となっており、審査基準も年々厳しさを増している状況にありますが、関係機関の連携により、万全な準備を整えて推薦決定を目指してまいります。

なお、今年度の推薦決定を審議する文化審議会世界文化遺産部会は7月下旬の開催予定となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、行政報告を終わります。

---

#### ◎議会運営委員の辞任について

○議長（佐々木良一君） 日程第5、議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、板垣議員の退場を求めます。

〔板垣正人議員 退場〕

○議長（佐々木良一君） 平成30年4月24日付で、板垣正人議員から、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、板垣正人議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔板垣正人議員 入場〕

---

◎選任第4号議会運営委員の補充選任について

○議長（佐々木良一君） 日程第6、選任第4号議会運営委員の補充選任についてを議題といたします。

議会運営委員の補充選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することとなっております。お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第4号議会運営委員の補充選任については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会は委員会を開催し、副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 2時07分）

---

○議長（佐々木良一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時13分）

○議長（佐々木良一君） 休憩中に、議会運営委員会において副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので報告いたします。

副委員長には、小松議員と決定いたしました。

---

◎選任第5号常任委員の補充選任について

○議長（佐々木良一君） 日程第7、選任第5号常任委員の補充選任についてを議題といたします。

常任委員の補充選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することとなっております。お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第5号常任委員の補充選任については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、総務常任委員会及び経済常任委員会は委員会を開催してください。

総務常任委員会は、副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 2時14分）

---

○議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時23分)

○議長（佐々木良一君） 休憩中に、総務常任委員会において副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので報告いたします。

副委員長には、千葉議員と決定いたしました。

---

◎報告第10号の上程、報告、質疑

○議長（佐々木良一君） 日程第8、報告第10号専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

森副町長。

○副町長（森 寿浩君） それでは、議案書の1ページでございます。

報告第10号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例でございます。

2ページが専決処分書になります。3月30日付の専決処分でございます。

3ページから、改正条例となります。

改正の趣旨でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分により、条例規定を改めた洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例について、議会へ報告するものでございます。

改正の主な内容でございますが、5点ほどございます。

1点目が、個人町民税の非課税の範囲の見直し、2点目が、個人町民税の基礎控除等の適用基準の見直し、3点目は、町たばこ税の課税方式の見直し、4点目は、償却資産及び家屋の課税標準額の軽減措置の追加及び延長、5点目は、固定資産税の土地の負担調整措置の延長でございます。

内容につきまして、議案説明資料で御説明をさせていただきます。議案説明資料の1ページからでございます。

改正条例は、第1条から第6条の条立てになっております。第2条から第6条までは、たばこ税の関係ということになります。

第1条からご説明させていただきます。

1ページでございます。第20条、年当たりの割合の基礎となる日数でございますが、第48条、法人の町民税の申告納付及び第52条、法人の町民税にかかわる納期限の延長の場合の延滞金の条文の番号が変更されたことによる整理でございます。

第23条、町民税の納税義務者等でございますが、条文の字句等を整理したものでございます。

第24条、2ページに係りますけれども、個人町民税の非課税の範囲でございますが、障害

者、未成年者、寡婦等の方へ個人住民税を課さない者の所得金額を「125万円」から「135万円」に、また、均等割を課さない者の所得金額に「10万円」を加算する改正でございます。

同じく2ページでございますが、第31条、均等割の税率でございますが、条文の字句を整理したものでございます。

第34条の2、所得控除でございますが、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図られたことにより、基礎控除の適用範囲を、前年度の合計所得金額が「2,500万円以下」とした規定の整備でございます。

続いて3ページに入りますが、第34条の6、調整控除でございます。前条、所得控除と同様、合計所得金額が「2,500万円以下」の場合に、調整控除を適用するとして規定の整備でございます。

続いて4ページでございます。第36条の2、町民税の申告でございますが、配偶者控除の制度の見直しに伴い、規定を整備したものでございます。

飛んで6ページでございます。第47条の3、特別徴収義務者でございますが、引用する条文の変更に伴い、規定を整備したものでございます。

続いて、第47条の5、年金所得にかかわる仮特別徴収税額等でございますが、引用する条文の変更に伴い、これも整備をしたものでございます。

また飛びますが、8ページでございます。第48条、法人の町民税申告納付でございますが、共通電子納税システムの導入に伴い、規定を整備したものでございます。

続いて、11ページでございます。第52条でございますが、法人の町民税にかかわる納期限の延長の場合の延滞金でございます。全国の地方団体が加入の地方税のオンライン手続のためのシステムの一部の共通電子納税システムの運用開始に伴い、規定を整備したものでございます。

飛びまして、14ページでございます。第54条でございます。固定資産税の納税義務者等でございますが、条文の番号が変更されたことに伴う整理でございます。

続いて、第92条、製造たばこの区分でございますが、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴い、規定を整備したものでございます。

15ページでございます。第92条の2、町たばこ税の納税義務者等でございますが、規定の追加に伴い、条文の番号を整理したものでございます。

第93条の2、製造たばこことみなす場合でございますが、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴い、規定を整備したものでございます。

16ページでございます。第94条、たばこ税の課税標準でございますが、加熱式たばこの課税方式の見直しによる、たばこ税の課税標準額の算定方法の変更を規定したものでございます。

続いて、19ページに飛びます。第95条、たばこ税の税率でございますが、1,000本当たり「5,262円」を「5,692円」としたものでございます。

第96条、たばこ税の課税免除でございますが、引用する条文の変更に伴う規定の整備でござ

ざいます。

第98条、たばこ税の申告納税の手続でございますが、これも引用する条文の変更に伴う整備でございます。

次に、附則でございますが、20ページでございます。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例でございますが、引用する条文の番号の変更に伴う整備でございます。

第4条、納期限の延長にかかわる延滞金の特例でございますが、これも条文の番号の変更でございます。

22ページでございます。第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等でございますが、所得割を課さない者の所得金額に10万円を加算する改正でございます。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、対象施設等の課税の特例割合を定めたものでございまして、地方税法の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

次、24ページでございます。第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、地方税法の改正に伴い、これも規定を整備したものでございます。

続いて、28ページでございます。下の方になりますが、第11条、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意味、それから、29ページの第11条の2、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例第12条の宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例でございますが、平成30年度の評価がえに伴って、平成29年度までの時限措置である宅地等にかかわる負担調整措置について、平成30年度から平成32年度まで延長したものでございます。

続いて、32ページでございます。第13条、農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例でございますが、平成30年度の評価がえに伴い、平成29年度までの時限措置である農地にかかわる負担調整措置について、平成30年度から平成32年度まで延長したものでございます。

第13条の3、商業地域等に対して課する各年度分の固定資産税の減額でございますが、規定を削除としたものでございます。

続いて、33ページでございます。第15条、特別土地保有税の課税の特例でございますが、地方税法の改正に伴い、これも規定を整備したものでございます。

34ページでございます。第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる町民税の課税の特例でございますが、引用する条文の番号の変更により、規定を整備したものでございます。

次に、35ページ。ここからは第2条でございます。

第94条、たばこ税の課税標準でございますが、加熱式たばこの課税標準額を段階的に引き上げるものとしたものでございまして、平成31年10月1日からの施行としたものでござい

す。

第10条の2、附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、本附則第15条中の条番号の変更に伴い、規定を整備したものでございます。

36ページでございます。ここは、第3条の関係でございますが、第94条、たばこ税の課税標準でございますが、加熱式たばこの課税標準額を段階的に引き上げるとしたものでございます。

一番下のほうの第95条でございますが、たばこ税の税率でございます。1,000本当たり「5,692円」から「6,122円」とするものでございます。これについては、いずれも平成32年10月1日からの施行としたものでございます。

次に、37ページでございます。ここからは、条例の第4条の関係でございますが、第94条、たばこ税の課税標準でございます。加熱式たばこの課税標準額を段階的に引き上げるとしたものでございます。

38ページになりますが、第95条、たばこ税の税率でございますが、1,000本当たり「6,122円」から「6,552円」とするものでございます。これについては、いずれも平成33年10月1日からの施行としたものでございます。

続いて、39ページ。ここは、第5条の関係となります。

第93条の2、製造たばことみなす場合及び第94条、たばこ税の課税標準でございますが、加熱式たばこの課税標準額を段階的に引き上げ、平成34年10月1日以降については、製造たばこと同様とするものとしたものでございます。

続いて、飛びますが、42ページでございます。ここは、第6条の関係でございますが、これにつきましては、平成31年3月31日に予定の旧3級品の紙巻きたばこ税の特例税率の廃止時期を平成31年9月31日に延期をするとして規定の整備でございます。

次に、改正条例、附則についてご説明をさせていただきますので、議案書に戻っていただいて、議案書の13ページでございます。

附則でございます。第1条の施行期日でございます。この条例は、平成30年4月1日からの施行としたものでございまして、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものでございます。

(1) 第1号でございますが、これにつきましては、町たばこ税、加熱式たばこの課税標準額の段階的な引き上げに関連した規定でございまして、平成30年10月1日からの施行としたものでございます。

(2) の第2号につきましては、個人町民税の控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるなど、個人住民税に関連する規定でございまして、平成31年1月1日からの施行としたものでございます。

第3号につきましては、固定資産税の課税標準額の特例割合の延長に関連する規定について、平成31年4月1日からの施行としたものでございます。

第4号につきましては、町たばこ税、加熱式たばこの課税標準額の段階的な引き上げに関

連する規定でございまして、平成31年10月1日からの施行としたものでございます。

第5号につきましては、町民税について、共通電子納税システムの導入に関連する規定でございまして、平成32年4月1日からの施行としたものでございます。

第6号につきましては、町たばこ税、加熱式たばこの課税標準額の段階的な引き上げに関連する規定でございまして、平成32年10月1日からの施行としたものでございます。

第7号につきましては、個人町民税の非課税の範囲及び個人町民税の基礎控除額等の適用基準等の見直しに関連する規定でございまして、平成33年1月1日から施行としたものでございます。

第8号につきましては、町たばこ税、加熱式たばこの課税標準額の段階的な引き上げに関連する規定でございまして、平成33年10月1日からの施行としたものでございます。

第9号につきましては、町たばこ税、加熱式たばこの課税標準額の段階的な引き上げに関連する規定でございまして、平成34年10月1日からの施行としたものでございます。

第10号につきましては、固定資産税の課税標準額の軽減対象施設等に関連する規定について、生産性向上特別措置法の施行の日からの施行としたものでございます。

次に、経過措置でございます。

第2条、一番下のほうになりますが、町民税に関する経過措置については、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める規定については平成31年度分から、個人町民税の非課税の範囲及び個人町民税の基礎控除額等の適用基準の見直しに関連する規定については平成33年度からとすることを規定したものでございます。14ページにわたっております。

14ページでございます。第3条及び第4条、固定資産税に関する経過措置につきましては、固定資産税の課税標準額の特例割合の延長に関連する規定について、平成30年3月31日及び平成31年3月31日までに取得した施設等については、従前の特例割合とするなどを規定したものでございます。

15ページの第5条でございます。町たばこ税に関する経過措置につきましては、平成30年10月1日以前に課税されたものについては、従前のおり課税するとしたものでございます。

第6条、15ページから17ページにわたっていきますが、第6条、手持ち品課税にかかわる町たばこ税及び第7条、手持ち品課税にかかわる町たばこ税に関する経過措置ということで、平成30年10月1日以前に卸売販売業者等から小売販売業者へ売り渡された製造たばこについて、平成30年10月1日以降に売り渡されたものとみなして課税すること。また、今回改正の町たばこ税の規定を平成30年10月1日から平成31年9月30日までに行う手持ち品課税に関する申告様式及び納期限などへの読みかえを規定したものでございます。

17ページになりますが、第8条、町たばこ税に関する経過措置、それから第9条の手持ち品課税にかかわる町たばこ税につきましては、平成32年10月1日以前に卸売販売業者等から小売販売業者へ売り渡された製造たばこについて、平成32年10月1日以降に売り渡されたものとみなして課税すること。また、今回改正の町たばこ税の規定を平成32年10月1日から平成33年9月30日までに行う手持ち品課税に関する申告様式及び納期限などへの読みかえを

規定したものでございます。

19ページでございます。第10条でございます。町たばこ税に関する経過措置、それから第11条の手持ち品課税にかかわる町たばこ税につきましては、平成33年10月1日以前に卸売販売業者等から小売販売業者へ売り渡された製造たばこについて、平成33年10月1日以降に売り渡しされたものとみなして課税すること。また、今回改正の町たばこ税の規定を平成33年10月1日から行う手持ち品課税に関する申告様式及び納期限などへの読みかえを規定したものでございます。

以上、専決した条例について、ご報告を申し上げます。

○議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 今回の税条例の一部改正というのは非常にわかりにくい。副町長は、よく理解されて説明しているのでしょうけれども、提案されている一部改正する条例の議案そのものが非常にわかりにくく書いているのです。これは何とかならないものかなど。実は、いつも条例改正のときに、例えば今回の3ページからずっと説明あります。第1条と、これは条例の意味ではなくて、要は改正の第1条だということなのです。それと条例の中の条文が入ってくるものだから、ごちゃ混ぜです、はっきり言えば。

結局、これが即実施されるのは平成30年10月から、これが町たばこ税等の改正もあるのですが、結局、町の財政にとって、税収はどのように変わっていくのかということについての説明をぜひいただきたいと思います。実施時期が大分後のものもありますから、その辺、説明をいただきたいなと思います。

それから、そもそもこれが改正される、地方税法が改正された根拠になっているのは何だったのかということも、あわせて説明いただけませんか。

○議長（佐々木良一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（佐藤久志君） このたびの税条例の一部改正の概要につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、地方税法等の一部改正に準拠した所要の改正でございます。

まず、個人住民税でございます。個人の町民税にかかわる改正としまして、給与所得控除、公的年金等控除が一律10万円引き下げられたことにあわせまして、現行33万円の基礎控除額が43万円に引き上げられております。この基礎控除におきましては、合計所得が2,400万円を超えまして、2,450万円以下で29万円、2,450万円を超え、2,500万円以下で15万円と低減いたしまして、2,500万円を超えた場合は適用されないものとなっております。

また、個人住民税の非課税基準につきましては、現行の基準額に10万円を加算した金額とするもの、障害者、未成年者、寡婦に対する個人住民税の非課税措置につきまして、算定に

用います前年度の合計所得金額を、現行の125万円から135万円に引き上げるものでございます。これらの改正につきましては、平成33年度以降の個人住民税から適用となるものでございます。

続きまして、法人町民税でございますが、法人町民税におきましては、全地方公共団体が加入し、運営されておりますe L T A Xという地方税のオンライン手続のためのシステムがございます。それを活用いたしました共通電子納税システムの導入に伴いまして、延滞金に関する規定の整備、平成31年10月から適用となるものでございます。

続きまして、固定資産税でございます。固定資産税におきましては、償却資産及び家屋の課税標準等の特例、わがまち特例につきましては、地方税法の改正によりまして、特例措置の延長等をするものでございます。

また、土地及び家屋の負担調整措置でございます。負担調整措置ということでございます。これにつきましては、平成9年度の評価がえ以降、課税公平の観点から、地域や土地によりましてばらつきのある負担水準を均衡化させる調整措置が講じられております。宅地については、負担水準が高い土地は税負担を引き下げ、または据え置きまして、負担水準の低い土地は、なだらかに税負担を上昇させることによりまして、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みでございます。この措置を3年間延長とするものでございます。

続きまして、町たばこ税でございます。国と地方のたばこ税の配分比率1対1を堅持した上で、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3回に分けて、段階的に引き上げるものでございます。国及び地方のたばこ税の税率が1本当たり3円、1箱当たり60円まで引き上げるものでございます。

また、加熱式たばこにつきましても、国のたばこ税と同様に課税区分を設けた上で、段階的に5カ年で引き上げるものでございまして、税額は種類によって異なりますけれども、平成34年10月から、紙巻きたばこの約7割から9割の税額となる見込みでございます。

それで、たばこ税における税収でございますけれども、平成29年度におきましては、8,500万円程度の予算を見込んでございまして、現在9,000万円程度の税収となる見込みでございます。今後の見込みでございますけれども、たばこの値上がりによりまして購入者が減ったりとか、また、喫煙場所の規制などもございまして、喫煙者も減ってございますので、今後の税収の見込みについてはちょっと予想できない。今現在そういう状況です。

一応、個人住民税につきましては、基礎控除等が引き上げになりましたので、税額については特に影響はないものでございます。ただ、2,500万円を超えるような高額納税者については、若干増税になる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 今、説明いただいたのは、事前にいただいた資料の中身を説明いただいたのだと思って聞いておりましたが、要は、個人町民税について言えば、これも平成33年度から適用ということですから、まだ年数があるのですが、現在の基礎控除額が、住民税に

については33万円で、所得税は38万円という基礎控除額があります。それは、住民税については、10万円を超える額が引き上げられるということになります。控除額が増えれば当然税収にも幾らかの影響が出てくるのかなという気がするのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（佐々木良一君） 佐藤税務財政課長。

○税務財政課長（佐藤久志君） 所得控除が引き下げられまして、給与の場合ですけれども、そうすると今、給与所得が100万円とした場合、今現在では65万円を控除した金額35万円が所得額となりますけれども、今回、控除額が引き下げになりましたので、100万円から55万円を控除した金額45万円が所得という形で10万円引き上がりますけれども、ただ、個人住民税の基礎控除も10万円引き上がりますので、それぞれ所得割の計算をするときには、所得は引き上がりますけれども、その分、基礎控除も引き上がっておりますので、影響がないものと思っております。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） そうすると、納税者にとってみれば、基礎控除額が引き上げられたとしても、実質的には、税の負担についてはほとんど変わりがないと。また、町にとっては、財政的にもほとんど影響がないというように見ていいのですか。

○議長（佐々木良一君） 佐藤税務財政課長。

○税務財政課長（佐藤久志君） そのとおりでございます。

○議長（佐々木良一君） そのほか、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号専決処分の報告についての報告を終わります。

---

#### ◎報告第11号の上程、報告、質疑

○議長（佐々木良一君） 日程第9、報告第11号専決処分の報告について、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。

森副町長。

○副町長（森 寿浩君） それでは、議案書の22ページでございます。

報告第11号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

次の23ページが専決処分書ということで、その次のページから改正条例でございます。

改正の趣旨でございますが、平成30年度、税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第180条第1項に基づき、3月30日付で専決処分をした洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、

議会に報告するものでございます。

改正の内容につきまして、同じく議案説明資料でご説明をさせていただきます。

議案説明資料45ページからでございます。

条例の新旧対照表になります。

第2条の課税額についてでございます。第2条第1項第1号、基礎課税額、それから第2号の後期高齢者支援金等課税額及び第3号介護納付金課税額につきましては、国民健康保険事業の財政運営の責任主体が、この4月から都道府県化されたということで、これまで市町村の歳入としていた課税額の国民健康保険税については、平成30年度以降については、都道府県で運営の国民健康保険事業への納付金の一部となったことによる規定の整備でございます。

続いて、46ページでございます。第2項から第4項につきましても前項と同様の改正の内容でございます。

第5条の2、国民健康保険の被保険者にかかわる世帯別平等割額についてでございます。これにつきましては、第2条の課税額の改正に伴い、引用する番号等を省略するとした規定の整備でございます。

47ページの第23条でございます。国民健康保険税の減額についてでございます。これにつきましては、税額軽減判定基準の緩和により、納税者の負担軽減を図ることとしたものでございまして、第2号につきましては、5割軽減判定所得の加算額を「27万円」から「27万5,000円」に改め、第3号につきましては、2割軽減判定所得の加算額を「49万円」から「50万円」に改めるものでございます。

48ページでございます。第24条の2で、特例対象被保険者等にかかわる申告についてでございます。これにつきましては、マイナンバー制度の利用により、この申告内容を確認する場合、雇用保険受給資格者証の提示について不要とした改正でございます。

議案書25ページに戻っていただきまして、附則でございます。

25ページの附則、施行期日でございますが、平成30年4月1日でございます。

また、適用区分ですが、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上、専決の改正条例をご報告させていただきます。

○議長（佐々木良一君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 中身はわかったのですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今回は専決で出しています。実は、調べてみましたら、3月1日時点でこの改正はわかっていたことで、専決で出さないで3月の議会に議案として提出できたはずですが、なぜそれを専決にしたのかということ、理由を説明いただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐藤税務財政課長。

○税務財政課長（佐藤久志君） 3月1日が出ていたものでございますけれども、議案の提出が、整理が3月議会までに私どものほうで間に合いませんので、この改正につきましては、納税者にとって有利なものとなっておりますので、3月30日の専決処分させていただいたところでございます。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） これは、今後のこともありますのでお話ししたいのですが、議案の内容が納税者にとって有利か不利かというのは、これはあくまでも議会で判断することであって、行政側がそれを判断して専決していいというものではないと思うのです。特に私たちの議会は通年議会になっているわけですから。そうしますと、3月の定例議会が、例えば開催後であったとしても、極力専決処分はしないと、専決ではなくて議案として提案するということにしていかなければならないと思うのです。

実は、なぜわかったかという、条例の中身についてどうなのかネットで調べたのです。そうしましたら、市や町の段階でも3月の定例議会に提案しているところも結構あるのです。なぜうちの町は専決なのかと。町長選挙があったからですか。それは全く問題外です。4月の選挙ですから。そうすると、専決を極力しないようにしながら、議会の議決を経て、しっかりと審議するということが前提としてあるべきなのですが、なぜそのことができなかつたのか、もう一度伺います。

○議長（佐々木良一君） 森副町長。

○副町長（森 寿浩君） 財政課長が先ほど答弁したとおりですけれども、今後、十分留意しながら、通年議会は、もちろん私も了解しておりますので、気をつけて提案をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木良一君） そのほか、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 以上で、報告第11号専決処分の報告についての報告を終わります。

---

#### ◎報告第12号の上程、報告、質疑

○議長（佐々木良一君） 日程第10 報告第12号専決処分の報告について、平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算を議題といたします。

報告を求めます。

森副町長。

○副町長（森 寿浩君） それでは、議案書の26ページでございます。

報告第12号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）でございます。

27ページが専決処分書でございます、28ページが補正予算ということでございます。

これにつきましては、事項別明細のほうでご説明をさせていただきます。

事項別明細書の5ページから6ページということでございます。

まず、歳入でございます。

1款町税2目固定資産税1目固定資産税については、1,000万円の増額補正でございます。決算見込みによる増額でございます。

2款地方譲与税の自動車重量譲与税については、532万9,000円の増額。それから2款の地方揮発油譲与税、これについては1万6,000円の減額。

3款の利子割交付金につきましては、81万4,000円の増額。

それから、5款の株式等譲渡所得割交付金については、195万2,000円の増額。

6款地方消費税交付金については、504万9,000円の減額。

8款自動車取得税交付金については、781万9,000円の増額でございます。

次のページでございます。

10款の地方交付税でございますが、2,231万9,000円の減額ということで、額の確定に伴っての減額補正でございます。

17款の寄附金については、135万5,000円。ふるさと納税寄附金等の確定によるものでございます。

続いて、9ページ、10ページ、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費3目公有財産管理費で、298万1,000円を増額するものでございます。ふるさと納税寄附金による、みんなの基金積立金額の確定により増額するものでございます。

6目の諸費については財源補正でございます。

10款教育費、教育総務費の事務局費でございますが、121万4,000円の減額補正でございます。育英資金に対する、ふるさと納税寄附金の確定により積立金を減額するものでございます。

13款予備費で188万2,000円の減額で、現計で3,149万4,000円となっております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（佐々木良一君） これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号専決処分についての報告を終わります。

---

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐々木良一君） 日程第11、陳情第1号光回線設置に関する陳情についてを議題といたします。

職員に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（毛利敏夫君） それでは、朗読いたします。

次のページを見ていただきたいと思います。

平成30年4月2日。洞爺湖町議会議長、佐々木良一様。

光回線設置に関する陳情書。

陳情者、花和自治会会長、大和芳勝。花和農事組合組合長、増田勝弘。花和地区環境保全会会長、青木靖則。花和自衛消防隊隊長、田中恭一。青空グループ代表、吉田佳代。有限会社レークヒル牧場代表、塩野谷幸一。

以上、洞爺湖町議会会議規則第90条の規定により陳情いたします。

次のページでございます。

要旨。

現代の情報化時代における経済及び社会活動に迅速に対応できる地域にしていきたいと思います。  
理由。

花和地区においては、現在、光回線が通っておりません。当地区は純農業地域であります。最近では、農業経営に意欲を持った後継者が戻ってきて活気も出てきているところでございます。

昨今の農業は以前にも増して目まぐるしく進展しております。規模拡大はもとより、法人化、6次化、企業との連携等さまざまな農業の展開が見受けられます。言うまでもなく、これらに対応するには、スピーディーなネット回線が必須であります。速やかな情報の収集、農産物の販売及び決済、雇用、資材の迅速な調達等々、光回線は農業経営になくてはならないアイテムとなっております。

農業を受け継ぐ若者たちに希望の光となる高速通信回線の設置を要望いたします。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 朗読を終わります。

ここで、お諮りします。

本件は、会議規則第87条第1項の規定により、所管である総務常任委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号光回線設置に関する陳情については、総務常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月の定例日の前日までは、休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時10分)

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員